

別添 1

都道首都高速 1 号線等に関する協定

都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第 4 条中「別紙 1-21」を「別紙 1-22」に改める。

第 5 条中「別紙 1-21」を「別紙 1-22」に改める。

第 14 条中「別紙 1-21」を「別紙 1-22」に改める。

別紙 1-1 から 1-3、1-5、1-7 から 1-11、1-14 から 1-21 を次のとおり改め、別紙 1-22 を加える。

別紙 1-1

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都中央区晴海二丁目から東京都江東区豊洲六丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都中央区晴海二丁目から

東京都江東区豊洲六丁目まで

(ロ) 延長

1.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	60	1.2	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	2車線 (暫定)	—	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル(暫定)

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	中央区晴海二丁目	立体接続	晴海仮出入口(仮称)

(4) 工事予算

23,297百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成28年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,253 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,284 百万円)(消費税込み)

別紙 1-2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都江東区豊洲六丁目から東京都江東区有明二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都江東区豊洲六丁目から

東京都江東区有明二丁目まで

(ロ) 延長

1.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	60	1.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	2車線 (暫定)	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	江東区豊洲六丁目	立体接続	豊洲出入口
都道高速湾岸線	江東区東雲二丁目 江東区有明二丁目	立体接続	東雲ジャンクション

(4) 工事予算

28,430百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成21年 2月11日 (供用開始)

平成27年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,940 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,940 百万円)(消費税込み)

別紙 1-3

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速目黒板橋線(東京都目黒区青葉台四丁目から東京都渋谷区本町三丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速目黒板橋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区青葉台四丁目から

東京都渋谷区本町三丁目まで

(ロ) 延長

4.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	60	4.3	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速品川目黒線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷二丁目	立体接続	富ヶ谷入口
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷一丁目	立体接続	富ヶ谷出口
都道環状六号線	渋谷区初台二丁目	立体接続	初台南出入口
都道首都高速4号線	渋谷区本町一丁目	立体接続	西新宿ジャンクション

(4) 工事予算

592,629百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成22年 3月28日 (供用開始)

平成27年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

274,328 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 274,094 百万円)(消費税込み)

別紙 1-5

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速品川目黒線(東京都品川区八潮三丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速品川目黒線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都品川区八潮三丁目から

東京都目黒区青葉台四丁目まで

(ロ) 延長

9.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	60	9.4	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道高速湾岸線	品川区八潮三丁目	立体接続	大井ジャンクション
都道環状六号線	品川区西五反田五丁目	立体接続	五反田入口(仮称)
都道環状六号線	品川区西五反田三丁目	立体接続	五反田出口(仮称)
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション
都道首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道357号	品川区八潮三丁目	立体接続	大井南仮出口(仮称)

一般国道357号(3種)の供用開始までの措置とする。

(4) 工事予算

164,246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

- ① 東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線外回りに係る部分)
平成18年 4月 1日
- ② 東京都品川区八潮三丁目から東京都品川区八潮一丁目まで、及び東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線内回りに係る部分)
平成24年10月 1日

なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日
平成27年 3月31日

2.工事に要する費用に係る債務引受限度額

180,460 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 177,953 百万円)(消費税込み)

別紙 1-7

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北線(神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市都筑区川向町から

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで

(ロ) 延長

8.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	60	8.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	
トンネル部分	—	—	1.75 又は 2.50	0.75	2.50 又は 3.25	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北ジャンクション(仮称)
横浜市道長島大竹線	横浜市港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口(仮称)
神奈川県道大田神奈川線	横浜市鶴見区馬場七丁目 横浜市神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口(仮称)
横浜市道岸谷生麦線	横浜市鶴見区岸谷一丁目 横浜市鶴見区生麦一丁目	立体接続	新生麦出入口(仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市鶴見区生麦一丁目 横浜市鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	横浜市鶴見区生麦二丁目	平面接続	

(4) 工事予算

335,860 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 4日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成29年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

371,304 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 364,235 百万円)(消費税込み)

別紙 1-8

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

川崎市道高速縦貫線(神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

川崎市道高速縦貫線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで

(ロ) 延長

4.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	80	4.4	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区旭町一丁目	立体接続	富士見入口(仮称)
一般国道409号	川崎市川崎区富士見一丁目	立体接続	富士見出口(仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	川崎市川崎区大師河原一丁目 川崎市川崎区大師河原二丁目 川崎市川崎区殿町一丁目	立体接続	大師ジャンクション
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師入口

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師出入口

(4) 工事予算

288,545百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成22年10月20日 (大師出入口～殿町供用開始)

平成26年 3月31日 (大師出入口～殿町残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

55,283 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 55,283 百万円) (消費税込み)

別紙 1-9

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速5号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都板橋区熊野町から

東京都板橋区大山東町まで

(ロ) 延長

0.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	60	0.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋大山東町まで	-	-	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)			往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	右側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

25,306百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32,230 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31,061 百万円)(消費税込み)

別紙 1-10

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

東京都江戸川区西小松川町

東京都江戸川区東小松川二丁目

東京都江戸川区松島一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション(仮称)
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川入口(中環)(仮称)

(4) 工事予算

33,197百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41,925 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 40,609 百万円)(消費税込み)

別紙 1-11

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速板橋足立線

(2) 工事の箇所

東京都北区王子一丁目
東京都北区堀船一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続位置	接続の方法	備考
都道王子千住南砂町線	北区王子一丁目	立体接続	王子南出口
都道王子千住南砂町線	北区堀船一丁目	立体接続	王子南入口

(4) 工事予算

32,158百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,064 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,692 百万円)(消費税込み)

別紙 1-14

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町	21.9
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目	8.5
都道首都高速2号分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目	1.5
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園	14.6
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目	18.6
都道首都高速4号分岐線	千代田区大手町二丁目	中央区日本橋小網町	1.0
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目	17.8
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目	15.6
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目	10.4
都道首都高速8号線	中央区銀座一丁目	中央区銀座一丁目	0.1
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目	5.3
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目	5.0
都道首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目	江戸川区臨海町六丁目	11.2
都道首都高速板橋足立線	板橋区板橋二丁目	足立区江北二丁目	7.1
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目	23.1
都道首都高速湾岸分岐線	大田区昭和島二丁目	大田区東海三丁目	1.9
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町	0.9
都道高速葛飾川口線	葛飾区小菅三丁目	足立区入谷三丁目	11.8
都道高速足立三郷線	足立区加平二丁目	足立区神明一丁目	1.8
都道高速板橋戸田線	板橋区三園一丁目	板橋区新河岸三丁目	0.7
合計			178.8

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大震災に対し、長大橋等の特殊橋梁、トンネル構造物、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った橋脚、上部工の疲労対策やB活荷重に対応するためのコンクリート床版の補強、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・PA改良や交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

107,477百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成27年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120,684 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 120,417 百万円）（消費税込み）

別紙 1-15

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
埼玉県道高速葛飾川口線	川口市東領家五丁目	川口市大字西新井宿	6.7
埼玉県道高速足立三郷線	八潮市大字浮塚	三郷市番匠免二丁目	5.7
埼玉県道高速板橋戸田線	和光市大字下新倉	戸田市美女木四丁目	3.0
埼玉県道高速さいたま戸田線	戸田市美女木一丁目	戸田市美女木四丁目	1.1
合 計			16.5

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

2,587百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,915 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 2,915 百万円）（消費税込み）

（債務引受額 2,791 百万円）（消費税込み）

別紙 1-16

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷	8.9
合 計			8.9

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼上部工の疲労対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

4,693百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,256 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 5,256 百万円）（消費税込み）
（債務引受額 5,226 百万円）（消費税込み）

別紙 1-17

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区寛政町	15.3
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	横浜市鶴見区扇島	21.4
横浜市道高速1号線	横浜市西区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町	2.3
横浜市道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町	7.7
横浜市道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目	4.6
合 計			51.3

※重複延長2.8km(本牧ふ頭～大黒ふ頭)は神奈川県道高速湾岸線に含む

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、長大橋等の特殊橋梁、トンネル構造物、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策や、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

18,942百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21,240 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 21,240 百万円）（消費税込み）
（債務引受額 20,967 百万円）（消費税込み）

別紙 1-18

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
神奈川県道高速横浜羽田空港線	川崎市川崎区浅田四丁目	川崎市川崎区殿町一丁目	6.4
神奈川県道高速湾岸線	川崎市川崎区扇島	川崎市川崎区浮島町	8.7
川崎市道高速縦貫線	川崎市川崎区殿町三丁目	川崎市川崎区浮島町	3.5
合 計			18.6

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策や、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・施設防災システムの高度化の高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

3,400百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,814 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 3,814 百万円）（消費税込み）

（債務引受額 3,663 百万円）（消費税込み）

別紙 1-19

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区新都心	さいたま市南区内谷二丁目	9.2
合 計			9.2

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・交通管制中央装置の統合化、通信設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

638百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

675 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 675 百万円）（消費税込み）
（債務引受額 672 百万円）（消費税込み）

別紙 1-20

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 都道首都高速6号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都葛飾区堀切四丁目から

東京都葛飾区小菅三丁目まで

(ロ) 延長 0.6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	60	0.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	—	—	付加車線事業 (下り線)

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

13,158百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成23年12月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18,425 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 17,806 百万円) (消費税込み)

別紙1-21

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北西線(神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市青葉区下谷本町から

神奈川県横浜市都筑区川向町まで

(ロ) 延長

7.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	60	7.1	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	横浜市青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション(仮称)
横浜市道川向線	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北出入口(仮称)
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北ジャンクション(仮称)
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	平面接続	

(4) 工事予算

105,302 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

① 横浜市青葉区下谷本町から横浜市緑区北八朔町まで(横浜青葉ジャンクション(仮称)に係る部分)、
及び横浜市都筑区東方町から横浜市都筑区川向町まで(港北ジャンクション(仮称)に係る部分)
平成24年 5月 1日

② 横浜市青葉区下谷本町から横浜市都筑区川向町まで
平成32年10月 1日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

平成34年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120,744 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

115,557 百万円)(消費税込み)

別紙 1-22

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(渋谷入口(仮称))に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口(仮称)

(4) 工事予算

4,818百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成31年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,742 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 5,501 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	21,083
H26	59,327
H27	20,233
H28	20,276
H29	20,298
H30	20,319
H31	20,340
H32	21,551
H33	22,179
H34	22,653
H35	23,040
H36	23,190
H37	23,196
H38	23,260
H39	23,312
H40	23,357
H41	23,449
H42	23,505
H43	23,573
H44	23,614
H45	23,772
H46	23,815
H47	23,858
H48	23,864
H49	24,800
H50	24,811
H51	24,811
H52	24,811
H53	24,811
H54	24,811
H55	24,812
H56	24,812
H57	24,393
H58	24,393
H59	24,393
H60	24,393
H61	24,393
H62	7,967

(注1) 平成18年度から平成24年度までは実績値を、平成25年度は実績見込額を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

債務引受限度額	6,045
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)

年度	無利子貸付計画額
H 18	30,300
H 19	29,600
H 20	28,416
H 21	32,920
H 22	33,908
H 23	42,214
H 24	39,684
H 25	34,112
H 26	25,282
H 27	21,713
H 28	20,110
H 29	10,274
H 30	7,265
H 31	6,936
H 32	8,308
H 33	8,792
H 34	0
H 35	0
H 36	0
H 37	0
H 38	0
H 39	0
H 40	0
H 41	0
H 42	0
H 43	0
H 44	0
H 45	0
H 46	0
H 47	0
H 48	0
H 49	0
H 50	0
H 51	0
H 52	0
H 53	0
H 54	0
H 55	0
H 56	0
H 57	0
H 58	0
H 59	0
H 60	0
H 61	0
H 62	0

注) 平成18年度から平成24年度は実績値を、平成25年度は実績見込み額を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(202,470)	(43,766)	(158,704)	(8,856)	(149,848)
	204,136	44,126	160,010	8,929	151,081
H 1 9	(203,138)	(43,910)	(159,227)	(8,885)	(150,343)
	203,138	43,910	159,227	8,885	150,343
H 2 0	(207,313)	(44,813)	(162,500)	(9,068)	(153,432)
	192,576	41,627	150,949	8,423	142,526
H 2 1	(188,136)	(40,668)	(147,468)	(8,229)	(139,240)
	188,136	40,668	147,468	8,229	139,240
H 2 2	(195,066)	(33,120)	(161,946)	(7,842)	(154,104)
	189,399	32,158	157,241	7,614	149,627
H 2 3	(197,997)	(33,618)	(164,379)	(7,960)	(156,419)
	197,997	33,618	164,379	7,960	156,419
H 2 4	(201,545)	(34,220)	(167,325)	(8,102)	(159,222)
	201,545	34,220	167,325	8,102	159,222
H 2 5	(203,369)	(34,530)	(168,839)	(8,176)	(160,663)
	203,369	34,530	168,839	8,176	160,663
H 2 6	207,238	35,187	172,051	8,331	163,720
	205,619	34,912	170,707	8,266	162,441
H 2 7	225,851	38,347	187,504	9,080	178,424
	234,400	39,799	194,601	9,423	185,178
H 2 8	239,505	40,665	198,839	9,629	189,211
	245,861	41,745	204,116	9,884	194,232
H 2 9	250,259	42,491	207,768	10,061	197,707
	249,489	42,361	207,128	10,030	197,098
H 3 0	256,985	43,633	213,352	10,331	203,020
	263,515	44,742	218,773	10,594	208,179
H 3 1	270,650	45,953	224,696	10,881	213,816
	271,691	46,130	225,561	10,922	214,638
H 3 2	273,265	46,397	226,867	10,986	215,882
	274,118	46,542	227,575	11,020	216,555
H 3 3	274,883	46,672	228,211	11,051	217,160
	275,697	46,810	228,886	11,084	217,803
H 3 4	276,543	46,954	229,589	11,118	218,471
	273,945	46,513	227,432	11,013	216,419
H 3 5	271,401	46,081	225,320	10,911	214,409
	268,798	45,639	223,159	10,806	212,353
H 3 6	266,280	45,212	221,068	10,705	210,363
	263,724	44,778	218,946	10,602	208,344
H 3 7	261,122	44,336	216,786	10,498	206,288
	258,593	43,906	214,686	10,396	204,291
H 3 8	256,131	43,488	212,643	10,297	202,346
	253,681	43,072	210,608	10,198	200,410
H 3 9	251,108	42,635	208,472	10,095	198,377
	248,627	42,214	206,413	9,995	196,417
H 4 0	246,227	41,807	204,420	9,899	194,521
	243,941	41,419	202,522	9,807	192,715
H 4 1	241,642	41,028	200,614	9,714	190,899
	239,394	40,647	198,747	9,624	189,123
H 4 2	237,142	40,264	196,878	9,534	187,344
	234,717	39,852	194,864	9,436	185,428
H 4 3	232,231	39,430	192,800	9,336	183,464
	229,705	39,001	190,703	9,235	181,469
H 4 4	101,987	17,316	84,671	4,100	80,571

(注1) 平成18年度から平成24年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(263, 101) 267, 398
H 1 9	(268, 946) 268, 576
H 2 0	(276, 377) 258, 876
H 2 1	(271, 335) 253, 132
H 2 2	(261, 242) 255, 900
H 2 3	(264, 036) 263, 261
H 2 4	(266, 780) 268, 517
H 2 5	(268, 770) 267, 750
H 2 6	275, 435
H 2 7	277, 406
H 2 8	297, 744
H 2 9	307, 639
H 3 0	312, 168
H 3 1	318, 294
H 3 2	322, 613
H 3 3	321, 511
H 3 4	330, 314
H 3 5	336, 999
H 3 6	343, 668
H 3 7	344, 414
H 3 8	345, 190
H 3 9	345, 965
H 4 0	346, 711
H 4 1	347, 486
H 4 2	348, 261
H 4 3	345, 591
H 4 4	342, 979
H 4 5	340, 338
H 4 6	337, 697
H 4 7	335, 085
H 4 8	332, 444
H 4 9	329, 832
H 5 0	327, 191
H 5 1	324, 550
H 5 2	321, 938
H 5 3	319, 297
H 5 4	316, 684
H 5 5	314, 044
H 5 6	311, 374
H 5 7	308, 762
H 5 8	306, 121
H 5 9	303, 480
H 6 0	300, 867
H 6 1	298, 227
H 6 2	148, 212

(注) 平成18年度から平成24年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

〔1〕基本料金の額

本協定第3条に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たりの普通車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車〔道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のものうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。〕の料金の額は、29.52円とする。

(2) 利用1回に対して課する普通車の固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、200円とする。

(3) 1キロメートル当たりの大型車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕の料金の額は、記(1)に定める額に2を乗じて得た額とする。

(4) 利用1回に対して課する大型車の固定額

利用1回に対して課する大型車の固定額は、記(2)に定める額に2を乗じて得た額とする。

二. 適用方法

(1) 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添1のとおりとする。

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一. に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した

距離を料金距離とする。

- b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
- c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1について軽微な変更を行う場合は、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を

迂回する経路の起点となる途中流出出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(イ) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

(ロ) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二.(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

[2] 特別の措置

料金の額については、記〔1〕にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

一. 料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6.0km以下	476.19円	952.38円
6.0km超12.0km以下	571.42円	1,142.84円

12.0km超18.0km以下	666.66円	1,333.32円
18.0km超24.0km以下	761.90円	1,523.80円
24.0km超30.0km以下	857.14円	1,714.28円
30.0km超36.0km以下	952.38円	1,904.76円
36.0km超42.0km以下	1,047.61円	2,095.22円
42.0km超	1,142.85円	2,285.70円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添1のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における下表左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は平成24年1月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

対象区間	料金距離
川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離
大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離
東海ジャンクションから空港中央出入口まで	東海ジャンクションから空港西出入口までの料金距離

C 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。この場合において、別添2に掲げる入口等を利用する場合には、同表に掲げる料金の額を適用する。

D 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(1) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

(2) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて料金の額を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

[3] 通常料金及び特別の措置における割引

一. 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。

(ロ) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	割引後の額	
	普通車	大型車
30.0km超	857.14円	1,714.28円

(2) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成24年12月6日）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャ

ンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで] 及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。

(ロ) 割引率等

20%とする。ただし、下表に定める利用区間〔神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合においては、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6 km	0円	190.47円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5 km	0円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。	4.1 km	380.95円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	4.1 km	0円	380.95円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇	7.6 km	238.09円	238.09円

島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。			
首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12.0km超18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目又は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（大師出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出入口等〔川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕を除く。〕まで。	12.0km超18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6.0km超12.0km以下	238.09円	238.09円
	12.0km超18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（殿町出入口から湾岸環八出入口まで）。	5.8km	142.85円	142.85円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から湾岸環八出入口まで）。	6.4km	171.42円	171.42円

川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（殿町出入口から空港中央出入口まで）。	5. 8 km	1 4 2. 8 5 円	1 7 1. 4 2 円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から空港中央出入口まで）。	6. 4 km	1 7 1. 4 2 円	1 7 1. 4 2 円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（東扇島出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、(1) から (23)、(26) から (30) の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	1 2. 0 km超 1 8. 0 km以下	1 3 3. 3 3 円	1 3 3. 3 3 円
	1 8. 0 km超 2 4. 0 km以下	1 5 2. 3 8 円	1 5 2. 3 8 円
	2 4. 0 km超	1 7 1. 4 2 円	1 7 1. 4 2 円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から (34) 及び (36) の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	6. 0 km以下	1 4 2. 8 5 円	—
	6. 0 km超 1 2. 0 km以下	1 7 1. 4 2 円	1 7 1. 4 2 円
	1 2. 0 km超 1 8. 0 km以下	2 0 0 円	2 0 0 円
	1 8. 0 km超 2 4. 0 km以下	2 2 8. 5 7 円	2 2 8. 5 7 円
	2 4. 0 km超	2 5 7. 1 4 円	2 5 7. 1 4 円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から (34) 及び (36) の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6. 0 km超 1 2. 0 km以下	1 1 4. 2 8 円	1 1 4. 2 8 円
	1 2. 0 km超 1 8. 0 km以下	1 3 3. 3 3 円	1 3 3. 3 3 円
	1 8. 0 km超 2 4. 0 km以下	1 5 2. 3 8 円	1 5 2. 3 8 円
	2 4. 0 km超	1 7 1. 4 2 円	1 7 1. 4 2 円

(4) ETC前納割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

下表の割引率を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

(5) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

① 車両単位割引

記(イ)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%

30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(6) 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するETC車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

入口等（起点）	出口等（終点）
世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋	三郷ジャンクション（三郷を含む。以下同じ。）、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷	三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西

さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町	江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出口等
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出口等
三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平	杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出口等
江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出口等
市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各出口等
大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）、（31）から（34）及び（36）の路線における各入口等	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西

(ロ) 割引額

普通車95.23円、大型車190.47円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(7) 会社間乗継割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、下の表A及び表B中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するETC車とする。

表A

路線	接続地点	路線
高速自動車国道第一東海自動車道	世田谷区砧公園	都道首都高速3号線（池尻）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	戸田市美女木六丁目	都道首都高速5号線（板橋本町）
高速自動車国道常磐自動車道、高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷市番匠免二丁目	埼玉県道高速足立三郷線（八潮南）
一般国道14号（京葉道路）	江戸川区谷河内二丁目	都道首都高速7号線（錦糸町）
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	市川市高谷	千葉県道高速湾岸線（浦安）

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線、高速自動車国道常磐自動車道	川口市大字西新井宿	埼玉県道高速葛飾川口線（新郷）
一般国道466号（第三京浜道路）、一般国道1号（横浜新道）	横浜市神奈川区三ツ沢西町	神奈川県道高速横浜羽田空港線（東神奈川、子安、みなとみらい）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速2号線（阪東橋）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸線（杉田）

表B

路線	接続地点	路線
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	杉並区上高井戸三丁目	都道首都高速4号線（永福）
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央）、 神奈川県道高速湾岸線（東扇島）、 川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

(ロ) 割引額

表Aについては、普通車95.23円、大型車190.47円とする。

表Bについては、普通車190.47円、大型車380.95円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(8) 放射道路端末区間割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(ロ) 割引額等

① 下表A左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める料金距離の出入口等の組合せで通行した場合、同表右欄の割引額を適用する。

表A

出入口等	料金距離	割引額	
		普通車	大型車
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田、戸田南、高島平、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町	18.0km超30.0km以下	95.23円	190.47円
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷	24.0km超30.0km以下	190.47円	380.95円
	18.0km超24.0km以下又は30.0km超36.0km以下	95.23円	190.47円

② 下表B左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める出入口等の組合せで通行し、かつ、料金距離が18.0kmを超える場合、上表Aに定める割引額にかかわらず、同表右欄に定める割引後の額を適用する。

表B

出入口等	出入口等	割引後の額	
		普通車	大型車
入谷、上野、本町、勝島、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田、高速自動車国道第一東海自動車道との接続部、用賀、三軒茶屋、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田南、高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、飯田橋、一ツ橋、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加平、堤通、向島、駒形、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川、錦糸町、福住、木場、塩浜、枝川、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町、浦安、舞浜、葛西、新木場、有明、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	666.66円	1,333.32円

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(9) 埼玉線内々利用割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、埼玉県道高速板橋戸田線のうち埼玉県戸田市早瀬一丁目（戸田出入口）又は高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉

県道高速さいたま戸田線の交差部（美女木ジャンクション）から埼玉県道高速さいたま戸田線の各出入口間のみを通行するE T C車とする。

(ロ) 割引額

普通車95. 23円、大型車190. 47円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(10) 電気自動車割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したE T C車とする。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降国土交通大臣が別に指示する日から平成26年3月31日までの間とする。

(11) E T C路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T Cコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(12) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

(13) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 割引相互間の適用関係

- (1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔3〕に定める全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔3〕に定める割引を適用する。
- (2) 記(1)に定めるもののほか、障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (3) 記(1)に定めるもののほか、電気自動車割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引又は大口・多頻度割引に限るものとし、電

気自動車割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

- (4) ETC路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。
- (5) 環境ロードプライシング割引、ETC前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(イ) 重複適用の有無

	環境						
前納	○	前納					
大口	○	×	大口				
中環	○	○	○	中環			
乗継	○	○	○	—	乗継		
放射	○	○	○	○	—	放射	
埼玉	—	○	○	—	—	—	埼玉

○…適用あり
×…適用なし
—…重複し得ない

(注) 「環境」、「前納」、「大口」、「中環」、「乗継」、「放射」、「埼玉」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、ETC前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引を指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引又は埼玉線内々利用割引
3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引
4	ETC前納割引又は大口・多頻度割引

三. 消費税等の取扱い並びに割引額及び又は割引後の額の単位

記一. 各項に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔4〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。

〔5〕その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 乗継について

首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

三. 実施期日

記〔1〕から〔3〕までに掲げる事項は平成24年1月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

以 上

入口等	料金の額	
	普通車	大型車
本町（上野方向へ進行する入口に限る。）	476.19円	952.38円
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）		
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）		
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）		
阪東橋		
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日まで適用する。）		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）		
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）		
池尻		
外苑（代々木方向へ進行する入口に限る。）		
初台		
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）		
葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）		
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）		
鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）		
足立入谷		
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日まで適用する。）		
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日から適用する。）		
港北（仮称）〔横浜青葉ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕		
三溪園		
浦和北		
扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）		
戸田	666.66円	1,333.32円
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日から適用する。）		
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）		

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年 3月14日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 菅原 秀夫